

道の駅かさま飲食物提供小屋 貸出希望者募集要項

1. 目的

茨城県内に拠点を置き事業を行う者を対象とし、飲食物提供小屋を活用することにより、道の駅かさまのPR及び新ビジネスの創出を目的とする。

2. 貸出期間 2026年1月より1ヶ月～3ヶ月

(更新希望の場合は、3ヶ月単位での申込が必要です。)

3. 出店場所

道の駅かさま敷地内の道の駅かさまが指定する場所

4. 参加資格

(1) 以下ア～オの事業を行っていない、又は行おうとしていないこと。

- ア 法令又は公序良俗に反する又はその恐れがある事業
- イ 違法な活動を支援又は助長する、又はその恐れがある事業
- ウ 政治結社、宗教団体、暴力団その他反社会的勢力に関する事業
- エ マルチ商法、無限連鎖商法等に関する事業
- オ その他当社が不適当と判断する事業

(2) 暴力団、反社会的勢力及びその関係者等社会的に非難されるべき関係の方に該当しない。

(3) 当社の指定する販売場所、出店ルールに同意いただける方。

(4) 営業を許可する保健所の発行する営業許可証を取得できる方。

(5) 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する方。

(6) 生産物賠償責任保険（PL保険）及び借家人賠償責任保険に加入いただける方。

(製品や商品が他人をケガさせたり他人のモノを壊したりしたときの賠償リスクに備えられる保険)

(7) 茨城県内に住所を有する個人又は事業者。

(8) 笠間市内の食材を積極的に使用したメニュー構成で営業いただける方。

5. 必要書類

- ・食品営業許可証（写し）

(お持ちでない方は貸出決定後に申請し営業開始までにご提出下さい。)

- ・食品衛生責任者（写し）

- ・PL保険（生産物賠償責任保険）、借家人賠償責任保険の契約内容のわかる書類（写し）

(未加入の方は貸出決定後に契約し、営業開始までにご提出下さい。)

- ・販売予定メニュー一覧

(テナント店舗との競合メニューは販売禁止とする場合があります。)

- ・飲食物提供小屋使用許可申請書

- ・応募者概要

- ・誓約書

- ・個人情報同意書
- ・商業登記簿謄本等写し（※登記事業者はご提出下さい。）
- ・決算報告書又は財務諸表等の財務状況のわかる書類の写し（※提出出来る方のみご提出下さい。）
- ・会社案内等（※提出出来る方のみご提出下さい。）
- ・その他（SNS 等で店舗等の PR をされている方は URL 等をご提出下さい。）

6. 販売可能メニュー

道の駅施設管理者へ事前届出の上での許可を得たメニュー、追加する場合は月単位で事前届け出をお願いします。テナント店舗との競合メニューは販売を禁止する場合があります。)

7. 小屋仕様（小屋は2棟あります。）

- ・建築様式：木造

小屋A棟（角型小屋）＝面積：5.46m²

小屋B棟（栗型小屋）＝面積：4.725m²

8. 月額施設使用料（①+②+③）

月額施設使用料は①固定出店料+②売上歩合出店料又は売上歩合最低出店料+③その他経費の合計額に消費税を加算して算出します。

①固定出店料：

- ◆小屋A棟 40,000円
- ◆小屋B棟 60,000円

※A棟、B棟共に繁忙期（9～11月）は+1万円とします。

②売上歩合出店料：月間税込売上の15%又は最低出店料月額の何れか+消費税

売上歩合最低出店料月額

1～3月の最低歩合出店料は月額30,000円です。（時期により変動します。）

※但し、天候や入込等全体の状況により対応します。

③その他経費

- ・エアレジ使用料月額3,000円×消費税
- ・電気代実費、水道代100円/1日は別途請求。
- ・繁忙期管理費10,000円

（9月～11月は誘導員数増員等で通常期以上に管理費を要すため、繁忙期管理費を加算します。）

・電気代実費、上下水道代（営業1日毎100円）。

※小屋A棟B棟共通の施設使用料固定費のみ減額制度（条件①笠間市内に拠点を置く事業者又は住所を定める個人が対象。条件②月内の土日祝日と特定日（1月2日）全日営業（悪天候は考慮）かつ1日5時間以上かつ月に15日以上営業した月度が対象。条件①に該当する方が条件②に該当した月度は施設使用料固定費のみを50%減額します。）

※借家人と都合により施設管理者が小屋を移動する場合、移動の為の入件費をお支払いいただきます。

9. 申込締切等

令和7年11月30日（日）17時

申込多数の場合は選考の上で貸出先を決定します。貸出先を決定次第、申込者へ結果を通知します。

10. 提出先

株式会社道の駅笠間・総務グループ
〒309-1621 笠間市手越22番地1

11. 提出方法

メール、持参、郵送

12. その他留意事項

- ・月に15日以上、土日祝日、特定日（1月2日）は全日出店（悪天候等は考慮）する事。
- ・営業時間は平日5時間以上、土日祝日6時間以上とすること。
- ・当社貸与のエアレジにて売上管理すること。
- ・キッチンカー等の搬入・搬出は出店者各自でお願いします。
- ・釣銭等、その他販売に関わるものは、原則出店者各自で用意して下さい。
- ・調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- ・借用期間終了は、設置前と同じ状況へ戻すこと（現状復帰）。なお、出店者の責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を賠償していただきます。
- ・販売品による事故や苦情は、出店者の責任とし迅速に対応願います。
- ・食中毒予防のため、保健所による改善指導を受けた場合は、速やかに当社へ報告願います。
- ・BGM等の音楽や音響設備等使用、他店に並んでいるお客様への営業目的の声掛け、呼び込みは禁止します。
また敷地内の出店許可範囲外での営業活動も禁止します。
- ・販売品の事故、破損、紛失等について、当社は一切責任を負いません。
- ・出店場所の変更の調整及びルール変更に誠意をもって対応願います。
- ・施設の運営方針やルール、出店条件に違反した出店者は即時退去していただきます。その場合、出店者に対して損害が発生しても、当社では一切の責任を負いません。
- ・虚偽申請、参加資格に非該当、連絡なく出店取りやめをした場合は、出店許可を取り消す場合があります。
- ・借家人賠責保険加入が営業開始までに間に合わない場合は、ご相談下さい。

お問い合わせ

道の駅かさま 〒309-1621 笠間市手越22-1

TEL0296-71-5355 Email:info@m-kasama.com

以上